

消費税仕入控除税額報告書の提出について

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付金を申請し、交付を受けた場合、実績報告書のほかに、消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）の提出が必要となります。今回、提出期限を定めたのでお知らせします。

また、実績報告において、実際にかかった経費が交付決定額を下回った場合、その差額を返還していただきます。具体的な返還手続については、対象法人に対し額の確定通知とともに納入通知書を送付しますので、期限までに返還金を納めてください。

※返還金が生じない場合、額の確定通知書を送付しません。

1 報告期限

令和3年7月末まで

2 報告様式

消費税仕入控除税額報告書は法人単位での提出とし、仕入控除税額が0円の場合も提出が必要です。

(1) 消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）

(2) 令和2年度の消費税及び地方消費税確定申告書の写し（消費税の確定申告義務がない場合等は不要）

ア 消費税及び地方消費税確定申告書

イ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

※簡易課税方式の場合、消費税及び地方消費税確定申告書のみ。

(3) 【公益法人等で特定収入割合が5%を超える場合のみ】特定収入割合の計算過程がわかる書類（任意様式）

3 提出方法

次のメールアドレスに電子データを添付してください。

shougai-shienkin.4h8b@pref.kanagawa.jp

※メールの件名に「消費税仕入税額控除報告書の提出について/（法人名）」と記載してください。

4 問合せ

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援担当

TEL 045-285-1029